

# 第123期 中間決算公告

平成21年12月16日

住 所 滋賀県大津市浜町1番38号  
株 式 会 社 滋 賀 銀 行  
代 表 取 締 役 大 道 良 夫  
頭 取

## 中間貸借対照表（平成21年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	52,498	預金	3,725,149
コールローン	75,507	譲渡性預金	98,335
買入金銭債権	16,840	コールマネー	216
商品有価証券	738	債券貸借取引受入担保金	8,360
金銭の信託	8,802	借入金	48,600
有価証券	1,276,032	外国為替	249
貸出金	2,666,869	社債	20,000
外国為替	4,913	その他負債	26,644
その他資産	24,851	未払法人税等	135
有形固定資産	58,795	その他の負債	26,508
無形固定資産	5,370	退職給付引当金	9,959
繰延税金資産	5,942	役員退職慰労引当金	211
支払承諾見返	31,283	睡眠預金払戻損失引当金	716
貸倒引当金	△27,018	偶発損失引当金	268
投資損失引当金	△1	再評価に係る繰延税金負債	10,989
		支払承諾	31,283
		負債の部合計	3,980,983
		(純資産の部)	
		資本金	33,076
		資本剰余金	23,950
		資本準備金	23,942
		その他資本剰余金	7
		利益剰余金	121,282
		利益準備金	9,134
		その他利益剰余金	112,147
		固定資産圧縮積立金	307
		別途積立金	109,893
		繰越利益剰余金	1,946
		自己株式	△904
		株主資本合計	177,404
		<del>その他有価証券評価差額金</del>	32,730
		繰延ヘッジ損益	△1
		土地再評価差額金	10,309
		評価・換算差額等合計	43,038
		純資産の部合計	220,442
資産の部合計	4,201,426	負債及び純資産の部合計	4,201,426

中間損益計算書 〔 平成21年4月1日から  
平成21年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		41,552
資金運用収益	33,609	
(うち貸出金利息)	25,320	
(うち有価証券利息配当金)	8,032	
役務取引等収益	5,184	
その他業務収益	1,499	
その他経常収益	1,259	
経 常 費 用		36,893
資金調達費用	5,524	
(うち預金利息)	4,527	
役務取引等費用	2,019	
その他業務費用	321	
営業経費	24,124	
その他経常費用	4,903	
経 常 利 益		4,659
特 別 利 益		1,378
固定資産処分益	0	
償却債権取立益	548	
偶発損失引当金戻入益	828	
特 別 損 失		400
固定資産処分損	45	
減損損失	355	
税引前中間純利益		5,636
法人税、住民税及び事業税	26	
法人税等調整額	3,010	
法人税等合計		3,037
中間純利益		2,599

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間財務諸表のための基本となる重要な事項

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物      3年～50年

その他      3年～20年

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きい

と認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,968百万円であります。

## (2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
--------	--

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理
----------	---

## (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

## (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

## (6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

## 6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法に

については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

**9. 消費税等の会計処理**

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 2,063百万円
2. 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれておりません。

また、無担保の消費貸借契約により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は2,355百万円であります。なお、当中間会計期間末においてはその全額を処分せずに所有しております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,677百万円、延滞債権額は45,106百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,376百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,033百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,194百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間期末残高は4,053百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権560百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に計上しております。

8. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,388百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 140,574百万円

担保資産に対応する債務

預 金 11,804百万円

債券貸借取引受入担保金 8,360百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券66,422百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は895百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、792,141百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が773,467百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 43,567百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金48,600百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債20,000百万円が含まれております。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は10,209百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 835円3銭

### (中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,201百万円、貸出金償却888百万円及び株式等償却8百万円を含んでおります。

2. 1株当たり中間純利益金額 9円84銭

3. 当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地域	主な用途	種類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(2カ所)	土地・建物・動産	53百万円
滋賀県外	営業用資産(1カ所)	土地・建物・動産	301百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

## (有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

### 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

### 2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

### 3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	73,920	114,543	40,623
債券	911,106	925,642	14,536
国債	438,336	445,029	6,692
地方債	212,480	217,186	4,706
社債	260,289	263,426	3,137
その他	228,475	224,134	△4,341
合計	1,213,503	1,264,320	50,817

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は5,797百万円増加、「繰延税金資産」は2,343百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,453百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行における合理的な見積もりが困難なため、証券会社等から入手した価額を使用しております。その算定に使用されたモデル、価格決定変数は以下のとおりであります。

#### ① モデルの概要

固定利付国債の価額に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来のキャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値。

#### ② 価格決定変数

割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債の利回り及び価額を使用。スワップションのボラティリティ期間は1カ月から10年、スワップ期間は1年から10年を使用。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,361
関連法人等株式	—
その他有価証券	
非上場株式	2,048
公募債以外の内国非上場債券	10,210

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	900	893	△6

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	16,326	百万円
有価証券評価損否認	10,242	
退職給付引当金損金算入限度額超過額	6,386	
減価償却費損金算入限度額超過額	1,359	
未払事業税否認	42	
税務上の繰越欠損金	775	
その他	3,352	

繰延税金資産小計 38,484

評価性引当額 △14,252

繰延税金資産合計 24,232

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△208
その他有価証券評価差額金	△18,080

繰延税金負債合計 △18,289

繰延税金資産の純額 5,942

**(単体自己資本比率)**

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国際統一基準)は12.23%であります。

# 第 123 期 中 間 決 算 公 告

平成 21 年 12 月 16 日

住 所 滋賀県大津市浜町 1 番 38 号  
株 式 会 社 滋 賀 銀 行  
代 表 取 締 役 大 道 良 夫  
頭 取

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 11 社

会社名

しがぎんビジネスサービス株式会社  
しがぎん代理店株式会社  
しがぎん不動産株式会社  
しがぎんキャッシュサービス株式会社  
滋賀保証サービス株式会社  
Shiga Preferred Capital Cayman Limited  
しがぎんコンピュータサービス株式会社  
株式会社しがぎん経済文化センター  
株式会社滋賀ディーシーカード  
しがぎんリース・キャピタル株式会社  
株式会社しがぎんジェーシービー

② 非連結の子会社及び子法人等

会社等の名称

滋賀ベンチャー 2 号投資事業有限責任組合  
滋賀ベンチャー 3 号投資事業有限責任組合  
滋賀ベンチャー 4 号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

## (2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等  
該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
会社等の名称

滋賀ベンチャー 2 号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー 3 号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー 4 号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

## (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日 11 社

中間連結貸借対照表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	52,565	預 金	3,718,757
コールローン及び買入手形	75,507	譲 渡 性 預 金	98,335
買 入 金 銭 債 権	16,840	コールマネー及び売渡手形	216
商 品 有 価 証 券	738	債券貸借取引受入担保金	8,360
金 銭 の 信 託	8,802	借 用 金	37,647
有 価 証 券	1,276,118	外 国 為 替	249
貸 出 金	2,658,929	社 債	20,000
外 国 為 替	4,913	そ の 他 負 債	34,571
そ の 他 資 産	48,345	退 職 給 付 引 当 金	10,035
有 形 固 定 資 産	59,354	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	221
無 形 固 定 資 産	5,489	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	716
繰 延 税 金 資 産	7,093	利 息 返 還 損 失 引 当 金	112
支 払 承 諾 見 返	31,283	偶 発 損 失 引 当 金	268
貸 倒 引 当 金	△29,202	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	10,989
投 資 損 失 引 当 金	△2	支 払 承 諾	31,283
		負 債 の 部 合 計	3,971,765
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	33,076
		資 本 剰 余 金	23,970
		利 益 剰 余 金	123,049
		自 己 株 式	△904
		株 主 資 本 合 計	179,191
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	32,739
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1
		土 地 再 評 価 差 額 金	10,309
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	43,047
		少 数 株 主 持 分	22,773
		純 資 産 の 部 合 計	245,012
資 産 の 部 合 計	4,216,777	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,216,777

中間連結損益計算書 { 平成 21 年 4 月 1 日から  
平成 21 年 9 月 30 日まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>46,627</b>
資金運用収益	33,697
(うち貸出金利息)	( 25,405 )
(うち有価証券利息配当金)	( 8,036 )
役員取引等収益	6,099
その他業務収益	5,582
その他経常収益	1,247
<b>経常費用</b>	<b>41,145</b>
資金調達費用	5,288
(うち預金利息)	( 4,521 )
役員取引等費用	1,804
その他業務費用	3,351
営業経費	25,069
その他経常費用	5,630
貸倒引当金繰入額	3,897
その他の経常費用	1,732
<b>経常利益</b>	<b>5,482</b>
<b>特別利益</b>	<b>1,378</b>
固定資産処分益	0
償却債権取立益	548
偶発損失引当金戻入益	828
<b>特別損失</b>	<b>403</b>
固定資産処分損失	47
減損損失	355
<b>税金等調整前中間純利益</b>	<b>6,457</b>
法人税、住民税及び事業税	398
法人税等調整額	2,855
<b>法人税等合計</b>	<b>3,253</b>
<b>少数株主利益</b>	<b>437</b>
<b>中間純利益</b>	<b>2,766</b>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計処理基準に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- (イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (ロ) 当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (ハ) 当行の保有する「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 減価償却の方法

#### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

#### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きい

と認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,968百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

#### (6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

#### (7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

#### (8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

#### (10) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

#### (11) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

## (12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## (13) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## (14) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

## (15) 重要なヘッジ会計の方法

### (イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

### (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

## (16) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

## 注記事項

### (中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資額)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資額)を除く)

746百万円
2. 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれておりません。

また、無担保の消費貸借契約により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は2,355百万円であります。なお、当中間連結会計期間末においてはその全額を処分せずに所有しております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,712百万円、延滞債権額は45,211百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,388百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,135百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,446百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は4,053百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権560百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。
8. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,388百万円であります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

有価証券	140,574百万円
その他資産(リース投資資産)	2,619百万円

担保資産に対応する債務

預 金	11,804百万円
債券貸借取引受入担保金	8,360百万円
借入金	2,639百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券66,422百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は904百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、833,728百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が815,055百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 44,754百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金28,000百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債20,000百万円が含まれております。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は10,109百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 841円83銭

### (中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,897百万円、貸出金償却898百万円及び株式等償却8百万円を含んでおります。

2. 1株当たり中間純利益金額 10円47銭

3. 当中間連結会計期間において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結される子会社及び子法人等の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地域	主な用途	種類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(2カ所)	土地・建物・動産	53百万円
滋賀県外	営業用資産(1カ所)	土地・建物・動産	301百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価値を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

## (有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

### 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

### 2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	73,988	114,669	40,680
債券	911,106	925,642	14,536
国債	438,336	445,029	6,692
地方債	212,480	217,186	4,706
社債	260,289	263,426	3,137
その他	228,519	224,178	△4,341
合計	1,213,615	1,264,491	50,875

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

#### (追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は5,797百万円増加、「繰延税金資産」2,343百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,453百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行における合理的な見積もりが困難なため、証券会社等から入手した価額を使用しております。その算定に使用されたモデル、価格決定変数は以下のとおりであります。

#### ① モデルの概要

固定利付国債の価額に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来のキャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値。

#### ② 価格決定変数

割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債の利回り及び価額を使用。スワップションのボラティリティ期間は1カ月から10年、スワップ期間は1年から10年を使用。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	3,374
公募債以外の内国非上場債券	10,161

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	900	893	△6

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(連結自己資本比率)

銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国際統一基準)は12.31%であります。